

【令和2年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和2年3月19日 まちづくり委員長 末永 直

- 「議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（まちづくり局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第17号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第19号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の地区計画に関する内容であるため、2件を一括して審査

《議案第17号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第19号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第18号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第20号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 等々力硬式野球場の過去の利用頻度、利用団体及び減免制度について

平成25年度及び26年度は約60%の稼働率であった。本施設は主に社会人野球、小学生から高校生の部活動等で利用されており、学生の利用に適用されていた減免制度は、引き続き継続していく予定である。

* 減免制度の具体的な内容について

小学生から高校生の部活動等の利用については約2分の1の減免、教育委員会が主催する各種競技大会については全額免除を考えている。

* 使用料の段階的な値上げに対する考え方について

本施設は、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、原価、受益者負担割合及び利用枚数から使用料を算定したものであり、使用料の段階的な値上げの実施は考えていない。

《意見》

* 市内各所の文化施設及びスポーツ施設は市民の貴重な財産であり、地域住民の健康づくり等において大きな役割を果たしている。本条例改正により等々力硬式野

球場の使用料は過去に比べ4倍以上の額となり、利用者の負担が大きくなることに加え、利用頻度の低下をもたらすものであるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第28号 都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約の変更について」

《意見》

* 本議案は、令和元年東日本台風の影響により、羽田連絡道路付近に堆積した土砂のしゅんせつのための変更契約を行うものであるが、多摩川流域の各地でしゅんせつの必要性が求められている中、当地域にのみ費用及び人材を割くことは市民の理解が得られないことに加え、羽田連絡道路自体に必要性がないと考えているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第33号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第56号 令和元年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第57号 令和元年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第8号 等々力緑地屋内外プール設置に関する請願」

《請願の要旨》

等々力緑地再編整備実施計画に沿って廃止されたプールについて、市民の要望を踏まえ、屋内外プールの設置を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

等々力緑地の概要について、所在地は川崎市中原区等々力1、都市計画決定面積は56.4ヘクタール、事業認可区域は42.9ヘクタールであり、主な施設は、陸上競技場、とどろきアリーナ、市民ミュージアム等である。

廃止した等々力プールは、供用開始が昭和43年で施設が老朽化していたこと、施設利用期間が約2か月と短く、6,000平方メートルがフェンスで囲まれており、敷地の効果的な利用などが課題となっていたことから、等々力緑地再編整備実施計画において、陸上競技場、硬式野球場の再配置の課題などから総合的に判断し、

平成27年の利用を最後に廃止した。等々力プールの供用期間は7月10日から8月31日まで、供用時間は午前9時から午後5時まで、料金は15歳以上が300円、3歳以上15歳未満が100円であり、平成23年から平成27年までの5年間の平均入場者数は年間約4万6,000人、敷地面積は6,000平方メートル、水面積は1,624平方メートルで、その内訳は、大プールが1,000平方メートル、児童プールが490平方メートル、幼児プールが134平方メートルであった。

等々力緑地の再編整備については、陸上競技場や硬式野球場など運動施設の老朽化や武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等が実施される中、多くの市民に愛される総合公園としての再編整備を進めるため、平成20年10月に学識者、スポーツ関係者及び地域の代表者で構成する等々力緑地再編整備検討委員会を設置し、広域的なまちづくりと緑地の在り方や等々力緑地全体の再編整備について、総合的に検討を進めてきた。

このような取組の中におけるプールの位置付けは、平成23年3月に策定した等々力緑地再編整備実施計画においては、施設が老朽化していること、施設利用期間が2か月と短いこと、6,000平方メートルがフェンスで囲まれており、敷地の効果的な利用が課題となっていたことから、施設整備の方向性として、利用期間の長いじゃぶじやぶ池など親水施設に変更するとともに、プールの機能の1つである健康維持、健康づくりという視点からも、大規模施設への複合化や公園区域の拡大に合わせた整備の可能性などについて検討することとした。平成23年11月に策定した等々力陸上競技場整備計画においては、プールは硬式野球場整備に合わせて廃止し、じゃぶじやぶ池を整備することとしており、プールの大規模施設への複合化は、硬式野球場スタンド下及び競技場メインスタンド下は諸室等を整備する必要があることから困難であるため、事業評価を実施した上で、陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下への複合化の可能性について検討することとした。その後、平成30年1月に策定した等々力陸上競技場第2期整備「整備の基本方針」において、サイドスタンド・バックスタンドの整備に対する事業評価の中で、大規模な施設の複合化などについては制約があり、プールの整備は困難であるとしたところである。

これまでの等々力プールに関する請願・陳情の状況については、平成24年7月に提出された「陳情第87号 等々力緑地再編計画書の等々力プール廃止撤回及び存続に関する陳情」は、継続審査となった上で平成25年4月に取り下げとなり、その前月には「請願第60号 等々力緑地の再編に伴い廃止される等々力プールの速やかな代替措置に関する請願」が提出され、請願第60号については全会一致で趣旨採択となった。

等々力緑地再編整備実施計画の改定に向けた取組状況としては、現在、等々力緑地では、等々力緑地再編整備実施計画に基づく段階的な緑地の整備等の取組に加え、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用の検討の一環として、公募によるマーケットサウンディングを実施するなど、公園の更なる魅力向上に向けた取組を進めているところである。そうした中、東急株式会社からのPFI法に基づく民間

提案の提出や、先般の令和元年東日本台風による浸水被害の発生など、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じたことから、本年2月に等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針を策定し、今後、同方針に基づいて、安全・安心で魅力あふれる公園や、効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて、既存の等々力緑地再編整備実施計画の改定などの取組を進めていくところである。マーケットサウンディングの実施結果では、民間事業者から等々力緑地の魅力向上に資する施設としてプールの提案があり、平成31年2月の東急株式会社からのPF1法に基づく民間提案においても、釣り池の一部をプールなどの親水施設として、魅力向上に向けた施設整備を行うこととする提案も受けたところである。

このように、マーケットサウンディングや民間提案において、プールを含め多様な民間活力導入の可能性が示されており、等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針の中では、民間活力の導入範囲と手法について検討すること、また、今後の検討事項として、公園全体のゾーニングを検討し、ゾーニングごとに合わせた公園施設の具体的な検討を進めることとしている。

等々力緑地におけるプールの設置に係る本市の考え方として、等々力緑地におけるプールの設置については、マーケットサウンディングの実施結果や、PF1法に基づく民間提案においてその内容が含まれていることからも、今後、等々力緑地再編整備実施計画の改定を進める中で、等々力緑地再編整備計画推進委員会に諮るなど、安全・安心で魅力あふれる公園や、効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて、市民の意見を踏まえ、施設の有効活用や用地の確保、財源といった廃止当時の課題を含め、令和3年6月の計画改定までに、整備の実現可能性について検討を進めていくことを考えている。

《主な質疑・答弁等》

* プールを廃止した具体的な理由について

施設の老朽化や、施設の利用期間が夏季の2か月弱と短く、その他の期間の有効活用が図れなかったこと、平間児童プールとの合算で年間の運営費に約4,200万円要していたことに加え、陸上競技場及び硬式野球場の適切な規模での再配置を行う中で、両施設の間にまとまった広場を確保する計画があり、その時点で等々力緑地内のその他の敷地でプールを整備する場所の確保ができなかつたことなどから、廃止に至ったものである。

* プールを廃止した際の課題に対する現在の状況について

プールの夏季以外の有効活用については、他都市ではスケートリンクやフットサルコート、テニスコート等に活用している事例があり、今後も引き続き調査を行う予定である。また、現時点では屋内外共に用地の確保が困難であるが、緑地に隣接する下水処理施設の地上部が令和7年度から公園として整備できることとなり、公園用地が広がるため、プールの整備も含めた各施設の再配置についての検討を考えている。財源や予算については、プールの整備を含め、今後等々力緑地全体での一体的、横断的な維持管理や運営を行う中で、どの程度まで費用が抑えられるか検討していく必要があると考えている。

なお、平成27年の利用を最後にプールを取り壊したため、現在では老朽化

の課題は存在しない。

* マーケットサウンディング参加企業への等々力緑地に関する請願・陳情等の資料提供の有無について

平成6年に提出された「請願第136号 中原区等々力公園内下水処理施設上部の本格的少年野球場設置に関する請願」を含め、等々力緑地に関する請願・陳情等はいずれも、マーケットサウンディングの際に提供している。

* プールを整備した場合におけるじゃぶじゃぶ池整備に関する考え方について

平成28年度にじゃぶじゃぶ池の整備に関するアンケート調査を行った経過はあるが、東急株式会社からのPFI法に基づく民間提案の中にはその整備は含まれておらず、また、マーケットサウンディングの参加企業からは、良質な水質保全等の衛生管理や警備員の常時配置が必要となることに加え、真夏の暑い時期には熱中症対策により施設の閉鎖を行った他都市の事例等の指摘を受けたため、今後はプールの整備の検討と併せて、何が等々力緑地に必要なものなのか、改めて検討していく。

* 多くの団体を含め1万2,603名もの署名が集まった本請願に対する見解について

1万人を超える多くの署名により、改めてプールの整備についての熱い要望を認識した。昨年実施した等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）に対するパブリックコメントにおいても、プールの整備に関する要望を受けたため、新たに設置する等々力緑地再編整備計画推進委員会にプールの整備について諮るなど、計画の改定に向けた取組の中で、検討していくことを考えている。

* PFI法に基づく民間提案及びマーケットサウンディングにおけるプールの整備に関する提案内容について

PFI法に基づく民間提案では、約3万3,000平方メートルの敷地を有する釣り池の一部を埋め立てて整備を行う提案を受けた。マーケットサウンディングでは、等々力緑地の魅力の向上やにぎわいを創出するための手段や機能の1つとしてプール整備の提案を受けたものであるため、民間提案とは異なり、具体的な整備位置等の指定はない。

* 下水処理施設の上部利用の方向性について

地下に下水処理施設の構造物等がある位置では上部に大きな荷重は掛けられないため、その位置でのプールの整備は困難であると考えている。等々力緑地全体の施設の再配置等を行う中で、様々な可能性を検討していくことを考えている。

* プールの運営に要した費用等について

平成26年度の実績値で、等々力プールの収入は822万5,000円、平間児童プールは175万5,000円であり、支出における運営業務委託料は、等々力プールは1,590万8,000円、平間児童プールは802万9,000円で、両プールの合算である施設管理委託料は69万6,000円、光熱水費は2,720万3,000円であり、差し引き約4,200万円の行政負

担が発生していた。

* 等々力緑地の周辺地域への説明について

等々力緑地全体の再整備に関する本市の取組方針（案）について周辺の全町会長に説明を行った。また、宮内町会については町会役員約40名、等々力町会については全世帯を対象に説明会を開催するなど、周辺町会には丁寧な対応を行っている。

* 説明会で寄せられた意見、要望等について

等々力町会からは、公園内の道路整備、防犯カメラや夜間照明の充実、スーパーマーケットの誘致及びバス停の設置の要望を受けている。なお、説明会には本請願の署名者も出席していたと聞いている。

* 等々力緑地におけるゾーニングの考え方について

大規模な公園緑地の再編は、園内のゾーニングを決めた上で進めていくことが必要であると考えているが、現時点ではどのようなゾーニングにするかは決まっていないため、今後、審議会の中で検討していく予定である。なお、PFI法に基づく民間提案の中では、4つのゾーン分けによる整備が提案されている。

《意見》

- * 下水処理場の上部利用に当たっては、平成6年に全会一致で採択された少年野球場の設置に係る請願第136号の願意を酌み取ってほしい。
- * 当初、等々力プールの廃止についてはじゃぶじゃぶ池の整備が代案として出されたが、小さな子を持つ地元の保護者からは手足口病等の病気を懸念する声があったことなどから、じゃぶじゃぶ池の整備には反対の立場である。
- * 公園や市民施設等の市民の財産は市で運営することが基本であると考えているため、等々力緑地への民間活力の導入にはチェックが必要であると考えている。プールの整備に関する敷地の確保等の物理的な条件が改善され、整備に要する費用について市民理解が得られるものであれば、市の責任でその運営を行うよう、再検討してほしい。
- * 施設の再配置の検討に際しては、余り細かくゾーン分けを行うと今後の検討に支障を来すおそれがあるため、大まかなゾーニングの中でプールの整備位置を含めて検討してほしい。
- * 小田公園にじゃぶじゃぶ池が設置された当初は、プールとは異なり監視員等の配置は必要ないとされたものの、供用開始後、事故の発生により監視員等の配置が必要となった経過があることや、じゃぶじゃぶ池の対象は未就学児など年齢層が限られ、小学生や中学生など他の公園利用者のエネルギーの発散場所が無くなってしまったことに対する懸念の声も聴くため、じゃぶじゃぶ池ではなく、プールの整備であれば小学生や中学生のスポーツに関する健全な育成に資する大きな役割を果たせることを認識し、検討を進めてほしい。
- * プールには子どもたちの遊べる場や思い出づくりという視点や、スポーツや健康増進という視点等、様々な活用方法がある。現在は等々力プールが廃止されたことから、以前と同様の50メートルプールの整備を進めるとともに、プールには

滑り台を設けるなど、市民が満足し、魅力あふれるものとなるよう検討を進めてほしい。

- * プールの整備に当たっては、通年利用の可能性を含めた子ども用プールを設置することに加え、大人用プールにおいては開閉式の屋根を設けるとともに、パラスポートへの対応を可能とする視点を持って取組を進めてほしい。
- * プールの整備に当たっては、現在では、母子手帳等にも見られるように紫外線に対する考え方があわせてきているため、その対策を検討し、今の時代と今後の時代に合ったプールの整備を、行政、民間事業者及び市民とが一緒にになって考えてほしい。

《取り扱い》

- ・ 本請願には1万2,603名と多くの署名が集まつことなどから、プールの整備に関する市民のニーズはとても大きいものであると感じている。プールの整備に当たっては収支の観点から反対とする考え方の方もいるが、必ずしもプール単体で収支を求める必要はなく、市民サービスの向上に資するものであることから、一定程度、市の負担を伴うことについても十分に議論が成り立つものであると考えている。今後は、（仮称）等々力大橋の建設も進む中で、市民サービスの向上やシティセールスの観点がより重要となり、東京からも等々力緑地に行きたいと思われるような魅力的な公園緑地となるための取組が必要であることに加え、プールの整備については多くの市民ニーズもあることから、本請願は採択とすべきである。
- ・ 議会の意思を明確に示し、プールの整備に関する行政の検討を後押しする必要があるため、本請願は採択とすべきである。
- ・ プールの整備は世代を問わず利用が期待できる重要な取組であると考えているため、本請願は採択とすべきである。
- ・ これまで本市は老朽化、採算性及び敷地確保の面からプールの整備は困難であるとしてきたが、民間事業者の創意工夫によっては運営を含め対応できるものであると考えるため、本請願は採択とすべきである。
- ・ プールの整備に当たっては、民間活力を導入し、他都市の事例等も踏まえ実現に向けて議会と行政で知恵を出し合う必要があると考えており、集まつた1万人以上の署名が市民ニーズの高さを示していることからも、本請願は採択とすべきである。

《審査結果》

全会一致採択

○ 「請願第9号 川崎球場遺構保存に関する請願」

《請願の要旨》

富士通スタジアム川崎に現存する、本市が誇る歴史的遺産といえる川崎球場時代を象徴する外野フェンス及び照明塔を、本市の指定文化財として登録することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

旧川崎球場の現在の名称は川崎富士見球技場で、平成27年度からのネーミングライツ導入に伴い、愛称は富士通スタジアム川崎となっている。川崎区富士見町2丁目地内に立地し、面積は1万7,798平方メートル、収容規模としては約3,800席と約1,000平方メートルの芝生席を有し、直近の3年間の利用者数は19万人を超えて推移している。また、平成27年度からは指定管理者制度の導入により、川崎フロンターレ・東急コミュニケーションズ共同事業体が管理運営を行っている。

旧川崎球場は、昭和27年に川崎スタジアムとして完成し、昭和29年に夜間照明設備が設置されたことで、当時の日本ではナイターゲームができる6番目の球場となり、昭和30年からは大洋球団の球場として使用が開始された。昭和36年には照明設備を改修し、内野が1,100ルクス、外野が800ルクスで、後楽園の700ルクスと比較しても明るく、当時は日本一明るい球場と言われていた。昭和52年に大洋球団の横浜移転が決定した後はロッテ・オリオンズの球場となり、また、同年4月の大洋・阪神戦において、阪神の選手がレフトフェンスに激突して頭蓋骨を骨折した事故を受けて、外野フェンスへのラバー設置が行われた。その後、10年以上にわたりプロ野球の球場として使用されたが、平成3年にロッテ球団の千葉県への移転が発表され、同年から、アメリカンフットボールの大学秋季リーグ戦の公式スタジアムとして使用されるようになった。プロ野球球団が撤退して以降の1990年代において、川崎球場はアメリカンフットボールの聖地として、社会人や大学生などの選手の決戦の場となったが、平成12年には、老朽化により震度5クラスの地震で倒壊するおそれが指摘されたため、スタンド等を撤去することになった。その後、仮設スタンドを設け、平成19年には仮設スタンドを4,000席に増設し、アメリカンフットボールのワールドカップを開催した。こうした経過を経て、平成26年に現在のメインスタンド及びバックスタンド、平成27年に人工芝のフィールドを竣工し、平成27年度に指定管理者制度等を導入して現在に至っている。

請願の対象施設である照明塔の現況については、照明設備を支える鉄製のく体にさびが多く発生し、部材の一部に変形が見られるなど劣化及び老朽化が進んでいるため、照明塔を新設した後、撤去する予定としている。また、照明用電気設備については、鉄塔の中央部に設置している変圧器にさびが発生し、劣化が進行しているが、設置当時の仕様や構造が分かる書類が残っておらず、荷重計算等が行えないため、既設鉄塔に新しく変圧器を入れ替えて、照明設備をそのまま利用することが困難な状況となっていることに加え、過去に実施した照明塔の撤去により照明範囲にばらつきや死角が生じているため、夜間の利用者から、場所によってボールが見づらい等の意見が寄せられているところである。外野フェンスについては、平成12年度の解体工事の際に撤去せずに残したままとし、現在においても特に改修等の計画はなく、現況のまま利用していく予定としている。

文化財の考え方については、文化財は歴史の中で自然環境や社会、生活を反映して育まれ継承されてきた地域の財産であり、特に重要なものは国や県、市が指定、登録等を行い、保護している。法令及び条例等を根拠として文化財を保護するもの

としては国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財、国登録文化財があり、法や条例による指定等を受けていないものを顕彰、記録することによって活用を図ることを目的とした、本市独自制度としての地域文化財制度がある。

市民の財産となる市指定文化財の指定の手続については、所有者からの申請、若しくは同意があった場合、教育委員会が必要な調査を行い、川崎市文化財審議会に諮問し、審議会は教育委員会からの諮問に応じ、文化財の指定について審議し、答申を行い、教育委員会は審議会からの答申があった場合、審議の上、指定し、告示を行うものとなっている。令和元年12月末日現在で、市指定文化財として115件が指定されており、そのうち旧川崎球場と同じ区分である建造物としては、江戸時代の社寺建築等10件、江戸時代の名主の長屋門2件、日本民家園内に移築保存されている古民家等7件の計19件の近世・近代の歴史的建造物である。

川崎富士見球技場の現状と課題として、旧川崎球場のグラウンド及びスタンド等は既に解体されて残っておらず、3基の照明塔と外野フェンスのみが旧川崎球場の一部として現存している状況であり、これらは老朽化が進行しているため、少なくとも照明塔に関しては、現時点において老朽化による建て替えが必要であると考えている。

請願に対する本市の考え方として、照明塔については設置された時期が古く、補修によって現在の構造物を使用し続けることは困難な状況であるほか、フィールドにおける照明の当たり具合に対する改善が必要であるため、令和3年度までを目途に新たな照明塔の設置を計画している。外野フェンスについては、今のところ改修等の計画はなく、現在の構造物を今後も活用していく予定であるが、老朽化の状況に合わせて改修等の対応が必要になってくるものと考えている。

市指定文化財に関して、現存する3基の照明塔及び外野フェンスについては、旧川崎球場の一部であり、旧川崎球場自体の文化財的価値が低減している状況であると見受けられることや、老朽化による建て替えが必要となっていることを踏まえると、これらを文化財として保存していくことは困難であると考えている。

川崎球場の歴史を伝える取組として、現在、球技場の事務所内に特設ギャラリーを設置しており、ゆかりのある選手によるトークショーなどを開催しているが、今後も引き続き、展示ギャラリーのより一層の充実等を図ることで、施設の歴史的価値を後世に伝えることを通して、川崎富士見球技場に付加価値を持たせるよう取り組んでいく。

《主な質疑・答弁等》

* 市外在住者が提出者である本請願の署名者の属性について

野球に関連した仕事をしていた方が含まれていると聞いているが、具体的な情報は把握していない。

* 旧川崎球場の文化財的価値が低減しているとした理由について

現存している施設が照明塔3基及び外野フェンスの一部のみであるため、旧川崎球場自体の文化財的価値は低減していると考えている。

* 旧川崎球場の歴史や象徴の保存を求める思いに対する考え方について

旧川崎球場に多くの方が愛着を持っていることなどから、旧川崎球場に価値

があることを感じている一方、施設管理者としては、施設の安全性や、より魅力的な施設として今後も利用していくという観点が必要であるため、総合的に判断していく必要があると考えている。

* 建造物を文化財として指定する場合の要件及び考え方について

建造物を文化財として指定する場合には、当該文化財の全体的な遺存状況が重要な観点となる。本件については、旧川崎球場を構成する要素の一部である照明塔3基及び外野フェンスのみが現存するものであり、全体の遺構ではないため、文化財として指定することは困難であると考えている。

* 旧川崎球場全体ではなく、一部を文化財として指定することができない理由について

照明塔及び外野フェンスは主要な構成要素の一部であり、その単体に文化財としての価値があると認められる場合には指定する考え方もあるが、照明塔のような施設が文化財として指定された事例はなく、外野フェンスについても、その一部のみが残存している状況である。市の指定文化財及び市内の県指定文化財の状況を見ても、主な構成要素の一部を指定している案件はないため、文化財の指定は困難であると考えている。

* 請願者と話し合いを持つことへの考え方について

今後、施設をどのような形で残し、又は改修していくかについての検討を行う中で、請願者と話し合いの機会を設けることは可能であると考えている。

* 照明塔を使用せずに保存していくことへの考え方について

現存する照明塔3基を使用せずに保存する場合についても、一定の高さのある建造物であるため、将来の安全確保のための措置が必要となることから、現在の形のまま保存することは困難な状況である。補強や補修に当たっても、昭和29年に設置された当初の構造図等がないことから、設計の復元・作成及び必要な補強の計画等には高額な費用が想定されるため、当該費用を投じて保存していくことの必要性について、検討が必要であると考えている。

* 文化財の目的、種類及び種類に応じた手続について

文化財は市民の共通の財産であり、本市の歴史や市民の生活の歴史を伝える貴重なものであると認識している。

文化財には国・県・市による指定文化財、国が登録する国登録文化財があり、これらは法令や条例で規定され、所有者の所有権を確保しながら保存・活用するもので、所有者が申請した上で、審議会に諮問して価値を確定する手続を経る。また、未指定の文化財については、地域団体からの推薦の上、必要な調査を実施し、審議会の意見を聞いた上で文化財の決定を行う、川崎市地域文化財顕彰制度を新たに設けたところであり、未指定の文化財も活用し、地域の歴史、魅力を発信する取組を進めている。

* スポーツの歴史に起因する文化財の有無について

市内においてスポーツに関連する文化財はないため、文化財としては新しい分野となる。本件には関心が多く寄せられているため、適切に評価していく必要があると考えている。

* 照明塔及び外野フェンスの所有者及び現在の管理について

所有者は本市である。照明塔及び外野フェンスは現在も使用しているため、管理・運用に当たり必要な点検等を行っている。

* 照明塔の強度の確認の有無及び補強に要する費用について

照明塔については、照明範囲のばらつき等の問題により、現状のまま使い続けることは困難であることから建て替えを計画しているため、強度の確認はしていないが、新たな照明塔の設置に際して行うボーリング調査と併せて、現在の照明塔の鉄部の状況確認等は行う予定である。仮に地盤を含めて照明塔を補強した場合、概々算であるが、1基当たり1億円程度の費用を要すると聞いている。

* 部分的に施設を残すことへの考え方について

市内外を問わず多くの方が愛着を持っているので、闇雲に全てを撤去し、処分すべきではないと認識しており、指定文化財以外の地域文化財として顕彰するような観点で、部分的に施設を残すようなことは検討していく必要があると考えている。

* 外野フェンスの今後の活用予定について

現状のまま未来永劫使用し続けることは困難であるが、鉄部の腐食等に対する補修、補強をしながら使用し続けることを考えている。

* フィールドにおける照明の当たり具合の改善について

現存する照明塔は、旧川崎球場の形に沿って設置されたものをそのまま残しており、現在の球技場には即さない配置になっているため、照明の当たり具合にばらつきが生じている。改善に当たっては、新たに照明塔を適正な配置で設置する必要があるため、新しい照明塔を建てた上で、既存の照明塔の撤去を計画している。

* 照明塔3基の老朽化及び補修状況について

3基の老朽化の状況は概ね同程度である。昭和29年に照明塔が設置され、昭和53年に1度改修した後、現在に至るまで大規模な改修は行っていない。

* 照明塔に起因する事故の有無について

電球の落下等の照明塔に起因する事故例はない。

* 指定文化財の指定に伴う現状変更等における規制内容について

指定文化財の修理等の現状変更に当たっては、修理に用いる材料に原形と同類の素材を用いることや、原形と同様の技法に倣うことなど、文化財を守るために多くの規制が課される。一方で、教育委員会が認めた現状変更により保存、修理をする場合は、それに要する経費の2分の1以内で補助する制度もあり、規制と一体で文化財の保護を進める取組を行っている。

* 過去の球技場の改修の際に照明塔及び外野フェンスを撤去しなかった理由について

平成26年にメインスタンド及びバックスタンド、平成27年にフィールドを竣工した経過があるが、本施設は夜間のプレーを主とした競技に用いるものではないため、これらの改修を優先したものであり、当時においては照明塔及

び外野フェンスの在り方に関する議論は行われなかった。

* 地盤調査に要する経費等の金額を資料に掲載しなかった理由について

詳細な積み上げにより算出した金額ではなく、設備工事を実施している業者が参考として他の事例をベースに述べた金額であり、資料に掲載できるほどの情報ではないと判断したためである。

* 今年度実施する照明塔の調査内容及び調査結果の確定時期について

令和4年度までは現在の照明塔を使用する計画であるため、その間の使用に当たっての問題の有無を確認するという観点から、鉄部の劣化等の調査を行うものであり、今年度中には調査内容が整理できる予定である。なお、照明塔の構造体としての強度及び地盤調査を行うものではない。

* 照明塔に関する周辺住民の意見について

指定管理者に確認したが、周辺住民から照明塔についての意見が寄せられたことはない。

* 本請願に関する指定管理者との対話の有無について

施設の管理方法については話し合いをしてきたが、本請願の願意に見られるような、照明塔などを残す方法についての話し合いは行っていない。今後の保存方法等、どのようなことが考えられるかについては、改めて確認していきたい。

《意見》

* 請願者が市外の方であることから、旧川崎球場には市内外に多くのファンがいるものと思われる。行政の資料は、施設の安全性や照明の当たり具合の改善等の機能性に着目したものとなっているが、本請願は、旧川崎球場で行われたことをレガシーとして守っていくことが主眼だと読み取れるので、問題の捉え方を変え、請願者の願意を酌み取ってほしい。

* 旧川崎球場における歴史的なコンテンツを展示するには、既存のギャラリーでは狭すぎるため、見せ方の工夫等のサポートを行ってほしい。

* 照明塔の補強などの安全対策は採算性の面も含めて困難であるとしているが、一度壊せば無くなってしまうものであるため、補強に要する費用が市民の理解を得られないものであるか否か、これまで以上に検討し、予算化してほしい。

* 本市は「スポーツのまち・かわさき」としてスポーツを通じて川崎の魅力を発信する取組を行っているため、本件は新しい分野とされるスポーツに関する文化財の先駆的なものと認識し、検討を進めてほしい。

* 長年プロ野球選手として活躍された方に思い出に残っている試合について尋ねると、多くの方が、旧川崎球場で行われた1988年10月19日の試合について述べると聞いている。このように、旧川崎球場に関しては、多くの人が振り返ると心が燃えるような、熱くなるような思いを持っているため、こうした思いを酌んで、今後の施設管理の検討にいかしてほしい。

* 本庁舎の建て替えに当たっては、低層棟に一部復元された本庁舎を残すと聞いている。本件についても同様に、新しい照明塔の設置位置と既存の照明塔の位置が重ならない場合は、地域文化財という新しい制度を含め、何らかの形で残してい

くことを検討してほしい。

- * 現存する照明塔3基の全てを残すことは困難であると思われるが、十分に調査し、1基だけでも残せるように検討してほしい。また、外野フェンスの過去のペイントが薄く残っている部分の復元についても、併せて検討してほしい。
- * 市民や市議会からの関心が高い本請願の審査に当たっては、地盤調査等に要する費用の算出などの必要な調査を行い、最大公約としての結論を議論するためにも、公開すべき情報は公開してほしい。
- * 照明塔の在り方について周辺住民へのヒアリング等の調査をしてほしい。また、1つでも多く、当時の物を次世代に向けて残すための検討をしてほしい。
- * 本件は十分に後世に残す価値があるものと考えている。照明塔を残す方法は様々あると思うが、現状に近い形で残し、本市の新たな観光施設として上手く活用できるよう、前向きに検討してほしい。
- * 現地視察を通じ、本件の歴史的な価値を体感することができた一方、設備の安全性については考慮する必要があるため、高額な費用が想定されるものの、照明塔の撤去又は補強して残すことの判断材料となる調査についても実施してほしい。
- * 外野フェンスの保存については、ネーミングライツの検討など戦略的な活用を行うとともに、ギャラリーの充実については、知見のある民間の方と知恵を出し合い、協力して進めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 請願は指定文化財としての登録を求めるものであるが、請願者の思いとしては、文化財としての保存に限らず、広く後世に残す取組を求めるものなのか、本日の議論ではまだ結論を出しきれないところではあるものの、請願の思いを酌み、請願者や指定管理者と今後も議論を続ける必要があると考えるため、本請願は趣旨採択とすべきである。
- ・ 今後も、旧川崎球場に対する価値は高まると思われるが、安全面等の様々な課題については引き続き検討の余地があるため、本請願は趣旨採択とすべきである。
- ・ 指定文化財への位置付けについては困難な部分があると思われるが、今後に向けて歴史を残していく必要はあるため、本請願は趣旨採択とすべきである。
- ・ 保存のための費用面については課題があるものの、旧川崎球場の歴史的価値については再点検する意義があると感じたため、本請願は趣旨採択とすべきである。
- ・ 照明塔など現存する施設の保存方法や持ち寄られた展示物を飾るギャラリーの充実について、今後も指定管理者と連携して取組を進めていくべきであるため、本請願は趣旨採択とすべきである。
- ・ 調査に要する費用面に課題があるとのことであったが、本件は予算を割いても調査を含めて市への対応を求める必要があることから、採択すべきものであるとも考えるが、議会として全会一致で請願者の思いに応える必要があるため、本請願は趣旨採択とすべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択